

# 会 議 録

## 第 10 回宮古島市教育委員会（定例会）・臨時会）

日 時	平成 26 年 1 月 29 日（水） 午後 2 時 00 分 開会
場 所	城辺庁舎インキュベート室
出席委員名	委員長 宮國 博 委員 佐平 博昭 委員 下地 信輔 委員 佐和田 貴美子 教育長 川満 弘志
欠席委員名	
説 明 員	教育部参事 與那嶺 大 学校教育課長 亀川 昌彦 伊良部分室主幹 後藤 浩行
事 務 局 員	教育部長 田場 秀樹 生涯学習部長 垣花 徳亮 教育総務課長 垣花 和彦 総務係長 松堂 英彦
欠席事務局員	

議 案 等	件 名	結 果
承認事項	会議録の承認について	承認
報 告	教育長報告	—
議案第37号	宮古島市奨学資金条例の一部を改正する条例の議案提出依頼について	可 決
議案第38号	宮古島市学校区審議会条例の一部を改正する条例の議案提出依頼について	可 決
議案第39号	宮古島市立幼稚園預かり保育条例の議案提出依頼について	可 決

議案第40号	宮古島市立学校校務支援システム管理運営要綱の一部を改正する訓令について	可 決
議案第41号	宮古島市教育委員会事務局分室規則の一部を改正する規則について	可 決
議案第42号	宮古島市立小学校・中学校の校区の編成について（諮問）	可 決

備 考		
-----	--	--

# 会 議 録

宮國委員長	これより第10回教育委員会定例会を開会します。 それでは、日程第1承認事項 会議録の承認でございます。 お手元に会議録が配られていると思いますので、ご確認をお願いします。
宮國委員長	それでは会議録について、ご異議がなければ承認をお願いします。  (異議なし)  第10回定例会の会議録については承認でございます。 続いて日程第2 教育長報告をお願いします。
教育総務課長	※教育長報告（本日までの主な経過報告）について読み上げて報告
宮國委員長	では、報告されました日程の中で説明が必要な箇所がありましたらご発言をお願いします。  ※下地中学校PTA関係者来訪について要請内容の確認。
宮國委員長	続きまして日程第3 議案第37号 宮古島市奨学資金貸与条例の一部を改正する条例の議案提出依頼についてご提案をお願いします。
川満教育長	議案第37号 宮古島市奨学資金貸与条例の一部を改正する条例の議案提出依頼について。上記の議案を別紙のとおり提案する。提案理由、学校教育法の改正等に伴い、条例を改正する必要があるため、本案を提出します。
教育総務課長	※新旧対照表により改正内容を説明。
宮國委員長	質疑ございませんか。  (質疑なし)

それでは、議案第37号について、原案のとおり可決してよいですか。

(異議なし)

では、議案第37号については、原案のとおり可決でございます。

宮國委員長

続きまして日程第4 議案第38号 宮古島市学校区審議会条例の一部を改正する条例の議案提出依頼についてご提案をお願いします。

川満教育長

議案第38号 宮古島市学校区審議会条例の一部を改正する条例の議案提出依頼について。上記の議案を別紙のとおり提案する。提案理由、宮古島市学校区審議会の庶務を学校規模適正化対策班に変更するには、条例を改正する必要があるため本案を提出いたします。

教育部参事

※新旧対照表により改正内容を説明。

宮國委員長

質疑ございませんか。

(質疑なし)

それでは、議案第38号について、原案のとおり可決してよいですか。

(異議なし)

では、議案第38号については、原案のとおり可決でございます。

宮國委員長

続きまして日程第5 議案39号宮古島市幼稚園預かり保育条例の議案提出依頼についてご提案をお願いします。

川満教育長

議案第39号 宮古島市立幼稚園預かり保育条例の議案提出依頼について。上記の議案を別紙のとおり提案します。提案理由、宮古島市立幼稚園において、教育課程に係る教育時間終了後に教育課程外保育を実施することに伴い、条例を制定する必要があるため、本案を提出します。

<p>教育部長</p>	<p>下地幼稚園と鏡原幼稚園で新たに預かり保育をするということで条例を制定する必要があるための議案の提出でございます。 ※条例案を読み上げて説明。</p>
<p>宮國委員長</p>	<p>宮古島市の預かり保育に関する条例がなかったわけです。下地幼稚園それから改築される鏡原幼稚園で預かり保育を実施するということが必要だということです。 質疑ございませんか。</p>
<p>佐和田委員</p>	<p>給食等はどうなるんですか。</p>
<p>学校教育課長</p>	<p>それは各園との相談というか、弁当にするのか、どこか委託をして例えばデリバリーという形で対応するのか。その辺も含めて各園と具体的なものについては話をしていけないといけないと思っています。</p>
<p>宮國委員長</p>	<p>この件については宮古島市は初めての取り組みになりますから、多くの情報を得てしっかりしたものを作って行かないといけませんので、保護者に充分満足のいけるような体制にしていけないと思いません。 この流れは他の園にも広がっていくわけですから、実施してみて不足分は後で追加するというのではなくて、最初からきちんとした形でスタートするという強い意識をもたないといけないと思っています。 また、指導体制はどんなのかなと思っています。これは幼稚園教諭指導と園長の管理責任のもとに実施するとあるのですが、幼稚園がいわゆる学校教育課の中の幼稚園ですよ。</p>
<p>学校教育課長</p>	<p>はい。</p>
<p>宮國委員長</p>	<p>児童保育の部分は厚生労働省の部分なんですが、幼稚園の園長は校長先生が兼ねています。そうすると学校教育法の中で位置づけされる校長が厚生労働省の部分の管理をしなければならないということになります。校長先生も含め、保護者にも説明して置く必要があると考えていますが、その辺の整理はどうなっていますか。</p>
<p>教育部長</p>	<p>まだ子ども園の形が具体的に出てきてない。しかも今、内閣府と厚生労働省と文科省と三者で今話し合っていますよね。まだ具体的</p>

に決定されて動いていないので、非常に難しい部分があるんですよ。ですので園長によっては、「私たちが預かり保育の部分を管理するの」という部分もあって、これはこれから福祉部と話し合いがされますので、これを照らし合わせながら充実出来ればなとは思っています。

下地委員

例えば平日、いわゆる平日勤務時間帯の中で午前中は幼稚園教諭ですよ。午後から保育の先生が変わるといことなのか、同じ延長線上でいくのか。もう1つは第4条第2項で休業日も8時15分から午後6時までとするとあるのが、土曜日を想定しているのかなと思うんですけど、この土曜日は祝日関係で配置する場合に例えば学校長が休みとした場合に管理責任者はどうなりますか。

学校教育課長

ここでいう休業日は夏期休業日のことです。

下地委員

土曜日は実施しないということですね。

教育部長

土曜日は基本的に預かりません。

佐和田委員

保育園は預かりますよね。

教育部長

幼稚園からそのまま、保育園ではないですから幼稚園の後の預かり保育ということです。

宮國委員長

これは初めての取り組みですので、慎重に進めていかないといけないこととなりますのでよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、議案第39号について、原案のとおり可決してよいですか。

(異議なし)

では、議案第39号については、原案のとおり可決でございます。

続きまして、日程第6 議案第40号 宮古島市立学校校務支援システム管理運営要綱の一部を改正する訓令についてご提案をお願いします。

川満教育長	議案第40号 宮古島市立学校校務支援システム管理運営要綱の一部を改正する訓令について。上記の議案を別紙のとおり提案する。提案理由、校務支援システムIDパスワード修正及び削除申請の際に様式1号及び様式4号において、様式の項目に不都合があるので、様式の一部を改正する必要があるため本案を提出します。
学校教育課長	※新旧対照表により改正内容の説明。
宮國委員長	<p>それでは、議案第40号について、原案のとおり可決してよいですか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>では、議案第40号については、原案のとおり可決でございます。</p>
宮國委員長	続きますして日程第7 議案第41号 宮古島市教育委員会事務局分室規則の一部を改正する規則についてご提案をお願いします。
川満教育長	議案第41号 宮古島市教育委員会事務局分室規則の一部を改正する規則について。上記の議案を別紙のとおり提案する。提案理由、宮古島市伊良部B&G海洋センター条例の改正の伴い、規則の一部を改正する必要があるため、本案を提出します。
伊良部分室主	※新旧対照表で改正内容説明。
宮國委員長	<p>これは去った9月議会で宮古島市伊良部B&amp;G海洋センター条例が廃止されたことに伴い、分掌事務から「伊良部B&amp;G海洋センターに関するこ」とを削除するということです。</p> <p>それでは、議案第41号について、原案のとおり可決してよいですか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>では、議案第41号については、原案のとおり可決でございます。</p>
川満教育長	続きますして日程第8 議案第42号宮古島市立小学校・中学校の校区の編成についてご提案をお願いします。

議案第42号宮古島市立小学校・中学校の校区の編成について。  
(諮問) 上記の議案を別紙のとおり提案する。提案理由、宮古島市  
学校区審議会です市立小中学校の校区編成について諮問する必要があるため、  
本案を提出いたします。

教育部参事

※諮問理由について説明。

宮國委員長

21日に校区審議会委員に委嘱状を交付して発足してありまして、  
審議会の会長、副会長、委員がそれぞれ決まっておりますので、  
次回の審議会です諮問内容を提示するという流れになるわけです。

教育部参事

学校区審議会条例の中では審議会における諮問の内容としては、  
学校配置計画、適正化方針ですね。そして校区の編成の2つあるん  
ですが、今回の委員の皆さんには校区の編成についてのみ諮問する  
ということです。

宮國委員長

配置については適正化の方針が出ているわけなので、適正化が進  
んだときの校区をどうするかということです。

このような形で諮問をしますよということの確認です。

それでは、議案第42号について、原案のとおり可決してよいで  
すか。

(異議なし)

では、議案第42号については、原案のとおり可決でございます。

本日の日程はすべて終了となりました。

以上をもちまして、本日の定例会を終了します。